

○厚生労働省告示第四百九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表の4に次のように加える。

- (97) I型プロコラーゲンN-プロペプチドキット
- (98) ヒトL型脂肪酸結合^{たん}蛋白（L-FABP）キット
- (99) チトクロムcキット
- (100) 抗RNAポリメラーゼⅢ抗体キット